

議案第65号

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例（平成27年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

会議室 9	300	300	を  に
会議室 9	300	300	
会議室 10	300	300	
会議室 11	500	610	

改める。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

おだわら市民交流センターの活動エリアの一部を会議室に変更することとし、その名称及び利用料金の上限額を定めるため提案するものであります。